

総務庁長官 中山 正暉 殿

統計審議会会長 中村 隆英

### 諮問第246号の答申

#### 平成 8 年に実施される事業所・企業統計調査（仮称）及び平成11年に実施される 事業所・企業統計調査（仮称）（簡易調査）の計画について

事業所統計調査（指定統計第 2 号を作成するための調査）は、我が国のすべての事業所の事業活動の状況を調査し、事業所の基本構造を明らかにするとともに、各種統計調査実施のための事業所の名簿を得ることを目的として昭和22年に開始され、23年以降56年までは 3 年周期で実施されてきたが、59年の調査は61年に延期され、その後は 5 年ごとに実施されている。

平成 8 年に実施される事業所統計調査の計画では、諮問第242号の答申「統計行政の新中・長期構想」（以下「新中・長期構想」という。）等を踏まえ、①各種統計調査実施のための母集団情報として企業名簿を整備するために企業単位の名寄せ集計を可能とする事項を、②企業の国内外における活動の多角化に対応して企業の国際化、資本系列等をとらえる事項を、それぞれ新設し、併せて調査名を「事業所・企業統計調査」に変更することとしている。その他、調査区間の事業所数の均衡を図るために、調査区の全面的な見直し等を行うこととしている。

また、平成11年に実施される簡易な方法による事業所・企業統計調査（仮称）（以下「簡易調査」という。）の計画では、新中・長期構想において、本体調査を 5 年周期とし、その中間年に簡易な方法による調査を実施することとされたことを踏まえ、当該簡易調査を指定統計第 2 号を作成するための調査として実施することとしている。

本審議会は、事業所・企業統計調査（仮称）の重要性にかんがみ、同調査の両計画全般にわたって慎重に審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

### 記

#### 1 平成 8 年に実施される事業所・企業統計調査（仮称）の計画について

##### (1) 調査名の変更

調査名については、今回、「事業所統計調査」を「事業所・企業統計調査」に変更することとしているが、これは、調査事項として企業単位の活動実態をとらえる事項等が充実されたことを明確化するとともに、従来と同様第一義的には事業所を調査対象としていることから調査の継続性にも配慮したものであり、妥当と認められる。

なお、実査を担当する地方公共団体が調査を円滑に実施できるよう、本調査に係る広報活動の強化を図る等の特段の所要の措置を講ずる必要がある。

## (2) 調査事項の見直し

調査事項については、新中・長期構想の指摘に沿って、企業単位の名寄せ集計を可能とする事項、企業単位の活動状況をとらえる事項等を充実しており、おおむね妥当と認められるが、さらに、調査の正確性の向上を図る等のため、民営事業所を対象とする調査票甲並びに国及び地方公共団体を対象とする調査票乙について、次の措置を講ずる必要がある。

### ア 調査票甲

- ① 名寄せをより確実にするため、本社、支社等の記入について誤解が生じないように、調査票の記入説明欄で説明すること。
- ② 「事業所の従業者数」欄の記入説明欄中の説明文「他の事業所へ派遣している」について、「他の事業所」に本来含まれない「自企業内の他の事業所」も含むとの誤解が生じないように説明文を見直すこと。
- ③ 調査員記入欄の「事業所の形態」について、その利用価値を高めるため、新たに「輸送センター・配送センター・車庫」の区分を新設すること。また、「事務所」と「営業所」については、実査上区分しにくいことから、同一の区分とすること。

### イ 調査票乙

国及び地方公共団体の職員数の実態を詳細に把握するとともに、その比較可能性を高めるため、調査票甲に合わせて職員数欄を見直すこと。

なお、今後の課題として、企業（会社）以外の法人等についても、様々な形で経済活動が営まれている現状にかんがみ、これらの事業体としての活動状況を把握することについて検討する必要がある。

## (3) 記入者負担の軽減等

新中・長期構想の指摘を踏まえ、今回、事業所の名称・電話番号・所在地の各項目について、プレプリント方式を導入することとしているが、記入者負担の軽減及び調査実施事務の効率化を図るものであり、妥当と認められる。

なお、事業所・企業の個別情報の保護等に配慮しつつ、更にプレプリント項目を拡大していくことについて検討する必要がある。

## (4) 集計及び調査結果の活用・公表

集計・表章については、企業・事業所に関して新設された調査事項が十分活用されるよう、企業全体の事業の多角化等の状況が産業別、規模別等様々な形で把握できるよう十分に検討する必要がある。

なお、今後、調査結果の活用を図る観点から、事業所・企業に関するパネルデータ（同一事業所・企業を継続的に調査して得られるデータ）の整備を図ることを検討する必要がある。また、調査結果の公表については、印刷物のみならず、CD-ROM等の媒体やネットワーク媒体の活用等情報通信技術の成果を踏まえた統計情報の提供方法についても検討する必要がある。

## (5) 調査区の見直し

今回、調査区間の事業所数の均衡を図るために、国勢調査の基本単位区を基礎単位として、調査区の全面的な見直しを行うこととしており、これは、実査及び標本抽出

利用の円滑化を図る観点から、妥当と認められる。

なお、今後の課題として、統計の一層の高度利用を図る観点から、国勢調査の基本単位区に付加されている都市計画区域等の情報を含めて、事業所調査区を活用するための情報を充実する方策を検討する必要がある。

## 2 平成11年に実施される簡易調査の計画について

平成11年に実施される簡易調査については、新中・長期構想の趣旨を踏まえ、事業所・企業の基本構造の変化を把握するため、並びに事業所・企業に関する母集団情報としての事業所名簿及び企業名簿を整備・補完するために必要な基本的事項を調査することとしており、同調査計画に沿って、指定統計調査として実施することは、基本的に妥当であると認められる。

ただし、簡易調査に関しては、①平成11年にはサービス業基本調査、商業統計調査等の大規模調査等が輻輳し実査上の配慮が必要とされること、また、②新中・長期構想において、サービス業基本調査との同時実施等が指摘されていること、さらに、③平成8年の事業所・企業統計調査（仮称）の実施結果を踏まえた検討が必要であることから、平成11年の簡易調査の実施に先立って、改めて本審議会において検討することとし、その際、調査事項、調査方法等についても、更に見直しの必要があると認められる場合には、適宜見直しを行うものとする。

なお、本審議会においてより実質的な検討が可能となるよう、速やかに関係者間において十分検討し、所要の準備を進める必要がある。

## 3 母集団情報の整備について

平成8年の事業所・企業統計調査（仮称）及び平成11年の簡易調査の結果は、事業所及び企業を対象とする各種統計調査実施のための母集団情報としての事業所名簿及び企業名簿として整備され、また、企業・事業所フレーム（仮称）として、データベース化されることになっている。

したがって、本調査を実施するに当たっては、名簿整備の観点からは名簿の最新化、利用の可能性の拡大等に留意するとともに、特に企業名簿の整備に関しては名寄せ集計の早期化について検討する必要がある。

また、これらの名簿を基に、企業・事業所フレーム（仮称）としてのデータベースを構築するに当たっては、データベースの多面的な利用が可能となるよう、①他の統計調査による情報を付加する場合における統計調査間の諸概念の整合性確保及び付加する情報の内容、②統一事業所コード（仮称）の設定、③データベースの管理、利用の方法等について、今後、関係省庁等において連携を図りつつ検討していく必要がある。